

一般職

事業内容のご案内

組合員の皆様の様々な経営課題解決のお手伝いをいたします



組合主催の海外視察



活気あふれるベトナム市街



技能実習生ハノイ面接会



訪日前講習



技能実習生の出迎え(仙台空港)



訪日後講習



総菜製造の実習生



畜産農業の実習生



自動車整備の実習生

経済産業省・国土交通省・文部科学省・岩手県認可 外国人技能実習生受入事業 特定監理団体 許可番号：許1702000170号

国際情報ビジネス協同組合

INTERNATIONAL INFORMATION BUSINESS COOPERATIVE

TEL:019-605-9933 FAX:019-651-5553

事業内容

本組合では、組合員の皆様のために以下の事業を行っております。

1. 共同購買事業

事務用品、コンピュータ機器等のオフィス用品を共同購買することができます。

2. 教育・研修事業

学校法人 龍澤学館との連携により、IT講座・ビジネスマナー・日本語講座・外国人人材活用セミナー等の研修を格安で行うことができます。

3. 外国人技能実習生受入事業

外国人技能実習生制度は、2017年の法改正により新たに生まれ変わりました。本組合は、実習生の人権に配慮するとともに、組合員様にとって有意義な技能実習制度となるよう意欲的で優秀な技能実習生を紹介します。また、煩雑な申請書類の作成指導と実習期間に発生する様々な問題解決をサポートいたしますので安心してお任せ下さい。

◆受入職種◆ 自動車整備、リネンサプライ、介護、畜産農業、そう菜製造業、建設機械施工、耕種農業、ビルクリーニング (その他の職種についてもご相談に応じます)

4. 経営革新に関する調査研究事業

海外への事業展開・海外との取引等をお考えの組合員のため、現地コンサルタントの紹介や現地視察ツアーを実施しております。特に、ベトナム、ミャンマーの現地コンサルタントやIT企業・日本語学校・医療機関・介護施設とは太いパイプがありますので、現地事情を知りたい方や現地で人材採用をお考えの方は、是非ご相談下さい。



(株式会社柳家様は、本組合の仲介で2017年ベトナム・ハノイ市に1号店を出店されました)

連携機関

当組合は国内外の様々な法人と連携し、組合員の皆様の様々なご要望にお応えいたします。(順不動)



MVP社 (ベトナム・ハノイ市)
実習生送出機関 (一般)です。
優秀な技能実習生をご紹介します。



ホアアロン社 (ベトナム・ハノイ市)
実習生送出機関 (介護・一般)です。
優秀な技能実習生をご紹介します。



さくらクリニック (ベトナム・ハノイ市)
ハノイで開業している日系病院です。
ベトナム人介護人材の育成で提携しています。



ミャンマーユニティー (ミャンマー・ヤンゴン市)
実習生送出機関 (介護・一般)です。
優秀な技能実習生をご紹介します。



ドンズー日本語学校 (ベトナム・ホーチミン市)
ベトナム最大の日本語学校です。
これまで400名以上の卒業生が盛岡に留学しています。



BK-Holdings (ベトナム・ハノイ市)
ハノイ工科大学が設立したベンチャー企業です。
工業系技術者の紹介が可能です。

MCL
盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校

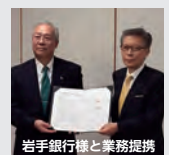
盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校 日本語学科
訪日後講習(日本語)を指導します。

MCL
盛岡医療福祉スポーツ専門学校

盛岡医療福祉スポーツ専門学校 介護福祉学科
訪日後講習(介護技術)を指導します。

岩手銀行

岩手銀行
海外との提携、進出、実習生
受入れを検討する企業を
ご紹介いただいています。



岩手銀行様と業務提携

外国人技能実習生受入事業 Q & A

Q 1. 技能実習制度とはどういう制度ですか？

A 1. 技能実習制度は新興国へ日本の高い技術を移転し、その国の発展を担う為の「人づくり」を目的として創設された国際協力の為の制度です。具体的にはベトナムやミャンマー等の様々な国の若い人々を外国人技能実習生として受入れ、ホストとなる日本の企業で労働者として働くことで「技能」を身につけ、帰国後に本国で活躍してもらう制度です。

Q 2. どんな企業でも受入れは可能ですか？

A 2. 単純労働でなければ、あらゆる職種で受入れ可能です。ただし、職種によって実習期間の上限が決まっています。(1年・3年・5年) 多くの実習生は3年以上の職種を希望していますので、御社が3年以上の実習が可能か確認して下さい。組合にお問合せ頂くか、下のHPを参照下さい。

<https://www.otit.go.jp/files/user/200225-3.pdf> (外国人技能実習機構HP)

Q 3. 給料や経費はどれくらいかかるのですか？

A 3. 技能実習生には、同年齢・同職歴の日本人と同等の給料を支払う必要があります。また、給料以外に研修費、渡航費、組合に毎月お支払頂く「監理費」が必要です。金額については、受け入れる人数や職種により異なりますので、組合までお問合せ下さい。

Q 4. 何人まで受け入れられるのですか？

A 4. 常勤職員数により受入れ可能数は変わりますが、30名以下の企業では3人まで可能です。(介護を除く)ただし、1年経つと新たに3名受け入れが可能になるので、3年間で9名まで受入れが可能です。

事業所の常勤職員数	1年目の実習生数(1号)	全体数(1号+2号)
30人以下	3	9
31～40	4	12
41～50	5	15
51～100	6	18
101～200	10	30

Q 5. 日本語は通じますか？

A 5. 来日前に、日本語と日本での働き方を学習します(一般職3～5か月、介護職8～10か月)

介護職の場合は、やや複雑な作業指示も理解できますが、一般職の場合は、定型的な作業指示を理解できる程度とお考え下さい。(但し、個人により多少の差はあります)

Q 6. 求人を出すにはどうしたらよいですか？

A 6. 最初に組合への加入が必要です。その後、求人票を出していただき、現地へ送り募集を行います。一定数の応募者が揃ったら試験を行います。(書類審査、Web面接or現地面接。ご希望があれば実技試験も可能です。)

Q 7. 求人を出してから来日までどれくらい時間がかかりますか？

A 7. 一般職の場合で約6か月。介護職で約1年強。とお考え下さい。内定から来日まで実習生は日本語と日本での仕事の仕方を学びます。また企業の皆様には技能実習計画書の作成をして頂きます。作成は本組合の担当者が全面的にサポートしますので難しくありません。ご安心ください。

Q 8. 技能実習生を受入れたとき、企業側は何をしなければなりませんか？

A 8. 技能実習生は企業が責任をもって「実習指導」、「生活指導」することとなっていますので、指導の担当者(管理責任者・実習指導員・生活指導員)を決め、その方々を中心に実習生の指導・相談に乗っていただきますが、担当者だけでなく「全職員で実習生を受入れる」ことが成功の秘訣です。

組合概要

法人名：国際情報ビジネス協同組合（異業種協同組合）

代表理事：龍澤 正美（たつざわ まさはる）

設立：2009年2月

所在地：〒020-0025 岩手県盛岡市大沢川原3-4-1

TEL：019-605-9933（受付時間：平日9:00～17:00 土曜9:00～12:00 日祝は除く）

FAX：019-651-5553

URL：<http://www.intbiz.jp>

eメール：info@intbiz.jp

組合員数：29社（2020年3月末 現在）

出資金／年会費：1口10,000円以上／年36,000円

*出資金は退会時返却いたします

受入可能国：ベトナム、ミャンマー（2020年5月現在）

受入可能職種：自動車整備、リネンサプライ、介護、畜産農業、
そう菜製造業、ビルクリーニング、耕種農業、
建設機械施工、（その他の職種についてもご相談に応じます）



認可番号：経済産業省 東北経済産業局：20081029 東北 15 号

国土交通省 東北運輸局：東自整第 140 号

文部科学省 20 諸文科総第 1 の 74 号

岩手県 岩手県指令盛広経第 107-14 号

外国人技能実習機構 特定監理団体事業：許 170-200-0170 号

ごあいさつ



代表理事 龍澤 正美

学校法人 龍澤学館グループでは、約20年前から海外の学校等と提携を行っております。その間、海外姉校の教育関係者から「卒業生を日本で研修させ日本の技術を学ばせたい」という、ご要望を何度も頂きました。また一方、県内の企業経営者の方々からは「若手の人材が採用できず、技術の継承が難しい」とのお話も伺っていました。

そこで、その両者の仲立ちを行い、海外の新興国には日本の技術移転を、企業の皆様には若くて意欲的な海外の実習生をご紹介したいと思い、本協同組合の設立に至りました。

本組合が組合員の皆様の発展と海外の若者の成長に社会貢献できるよう積極的に各事業を推進してまいります。